

# 農村公園計画策定における住民参加と意思決定に関する基礎研究 A Study on People's Participation and Decision Making for Rural Park Planning

大場 喬\*、 水谷 正一\*\*、 後藤 章\*\*  
OBA Takashi, MIZUTANI Masakazu, GOTO Akira

**1. 研究の背景** 現在、栃木県内には 12 種の事業により約 200 ヶ所に農村公園が整備されている。しかしその中には、管理放棄状態の公園や利用が見られない公園が少なからず存在する。その原因および利用・管理実態の把握のため、栃木県内 2 ヶ所の農村公園について調査を行った。近所の子供の遊び場、散歩など、ある程度の利用はあるものの、整備構想にあった利用予想とは程遠く、管理に関しては、自治会単位の定期的な清掃を負担に感じている者が多いことが分かった。住民は公園を無くてもいいもの、管理の手間が掛かる余計なものとして捉えているようである。その原因は、住民が整備目的を理解し、要望を伝える機会も無いままに公園が整備されたことにあると考えられる。

**2. 研究の仮説と目的** 上記のような問題を克服し、住民が親しめる公園を整備するには、住民が計画案策定に主体的に参加し、「事業・利用・管理」計画を一体的に議論すること、計画案は住民が意思決定すること、継続的な利用と管理のために施設の事後評価と改善を行うこと、の 3 つが必要だと考える。本研究は、農村公園整備における計画案策定への住民参加と、住民による計画案の意思決定の視点から仮説を検証するとともに、今後の農村公園整備の取り組みを成功させ得る全体整備プロセスのあり方について検討することを目的とした。

**3. 研究方法** 住民参加型の事例地区として、整備規模の異なる 2 地区を選定した(表 1)。調査は、まず関係資料の収集および行政担当者、住民組織メンバーへの聞き取りを行い、整備プロセスを把握した。その上で周辺住民を対象に事業評価等の聞き取りを行った。

**4. 結果と考察** 1) **西下ヶ橋農村公園** 西下ヶ橋公園の整備面積は小さく、受益者は集落住民に限られている。そのため、事業推進には行政と集落住民の合意形成を図れば良いというシンプルな構造で成り立っている。事業推進にあたっては、集落内既存組織の役員で構成された「公園をつくる会」が設立され、行政側と住民側のつなぎ役を担った。計画策定は集落内会議で集約された住民意見をもとに「つくる会」と行政担当でワークショップを開き、その結果を「つくる会」が集落に持ち帰り再検討するという作業を行った。この過程を繰り返すことで細かな意思決定を次々に行い、実施計画策定に至った。ここでは同時に維持管理計画についても議論され、住民の管理内容と分担が話し合われた。

2) **源兵衛川親水公園** 源兵衛川は市内を縦断する湧水河川であり、整備面積、受益者

表 1 .調査地区の概要

公園名	西下ヶ橋農村公園	源兵衛川親水公園
市町村	栃木県河内町	静岡県三島市
事業種	農村自然環境整備事業	水環境整備事業
事業主体	河内土地改良事務所	東部農林事務所
整備面積等	約0.3ha	約1.5km
着工年度	平成9年度	平成2年度
完了年度	平成12年度	平成9年度
整備背景	地区住民の要望	湧水枯渇による環境悪化
役割,特徴	自然復元空間	農業用排水路

\* 宮城県産産振興事務所 Hasama Industries Development Office of Miyagi Pref.

\*\* 宇都宮大学農学部 Fac. of Agri., Utsunomiya Univ. キーワード：農村公園、住民参加、意思決定

ともに数町レベルの規模である。事業には行政、周辺住民、市民、住民組織、市民組織、学識経験者と多くの立場の人々が関わった。行政は、事業推進に必要な組織の設立、アンケート、聞き取り調査による住民意向の集約等を行い、住民参加の基盤を準備した。市民組織「推進協議会」は、各種イベントの企画・運営、計画策定における町内会の意見のまとめを行った。専門家組織「計画策定懇話会」は川づくりへの提言と助言を行い、計画内容の質と信頼度を高めた。周辺住民は、町内会単位で計画策定に中心的に参加した。彼らは河川清掃や勉強会を通して参加意識を深め、学識経験者の助言を仰ぎながら計画案を検討した。その際、維持管理計画・利用計画も話し合われ、住民組織「川を愛する会」、「ホタルの会」を設立するに至り、事業後の充実した利用・管理がなされている。

源兵衛川は受益者規模が広く、その全てが計画策定に直接参加することは無かったが、アンケート調査による市民の意見集約をもとに「計画指針」と「基本原則」を確立し、それを事業の共通理念として周辺住民が計画策定に取り組んだ。

**5. 総合考察 1) 公園規模の大小による参加形態の違い** 小規模公園の受益者は集落住民に限定されるため、集落住民の主体的参加がなされれば事業推進が可能である。大規模公園の場合は住民(直接的受益者)に加え、市民(間接的受益者)の参加も不可欠であり、参加形態は複雑化する。住民、市民の立場と役割を明確にしておく必要がある。

**2) 住民(組織)と市民(組織)の役割** 直接の利害関係者で永続的に公園に関わるのは住民であり、住民が永く親しめる公園を整備することが重要となる。従って計画策定には住民が中心的に関わる事が望ましい。市民は、町に対する思い入れは住民と同様であり、町レベルの公園整備では基本理念、計画指針策定において住民と同じ立場で関わる必要がある。しかし直接の利害はなく、関心(問題意識)を前提とした立場であるため、計画策定においては第三者としてのサポート役を担う。事業推進のための住民組織、市民組織の役割は共通しており、基本計画・利用計画・管理計画のコーディネーターとしての役割を持つ。

**3) 基本理念確立の必要性** 基本理念、計画指針の策定は、まずアンケート等によって住民と市民、両者の要望や地域への思い等を総合的に整理する。その結果を基にして事業の理念、計画指針を示し、それが基本計画の第1段階として位置づけられる。そうすることで、その後の住民を中心とした実施計画策定作業がスムーズに行われる。また住民は市民の要望も加味した計画を策定することで、事業後の充実した利用体制を図ることができる。

**4) 基本理念を含めた計画の意思決定** 基本理念、計画指針は住民と市民の要望の収集を幾度も繰り返し、市民組織や専門家、行政といった第三者により策定される。その理念と指針を基本計画とし、それに住民の細かな要望を反映して実施計画が策定される。そしてこのプロセスそのものが計画の意思決定手法と言える。

**6. 結論** 以上の結果から、主体的住民参加を可能とする公園整備プロセスの1つのタイプを提案することができた(図2)。

【参考文献】島津康夫:「環境システムへのアプローチ」, 環境情報科学、渡辺豊博:「ゲラウンドワークに学ぶ」, 地方行政(1998)

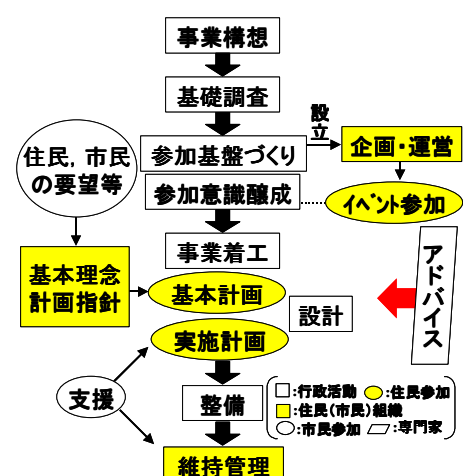


図2. 主体的住民参加を可能とする公園整備プロセス